6　前二項の場合において、第四項の規定により読み替えて準用する第二十一条の十四第一項第二号に規定する方法により同意措置を講じようとするときは、あらかじめ第二十一条の十三第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、同条第一号中「法第九十五条の五第三項第一号」とあるのは「第三十条の十五第四項」と、「免許情報記録個人番号カード」とあるのは「運転経歴情報記録個人番号カード」とする。

（運転経歴情報の抹消）

第三十条の十六　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

2　運転経歴情報の記録を受けた者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができる。

（運転経歴情報に係る個人番号カードの取扱い）

第三十条の十七　公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

第三十一条の三　法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。	［一・二　略］ 三　免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交付年月日及び特定免許情報の記録年月日）及び免許証又は免許情報記録の番号（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証及び免許情報記録の番号。以下この表において「免許証等番号」という。） ［四～六　略］
免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。	［一・二　略］ 三　免許証の交付年月日又は特定免許情報の記録年月日若しくは免許情報記録の書換年月日（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の交

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十一条の三　［同上］

報告する場合	事項
法第九十条第一項本文の規定により免許を与えたとき（免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。）。	［一・二　同上］ 三　免許証の交付年月日及び免許証番号 ［四～六　同上］
免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたとき。	［一・二　同上］ 三　免許証の交付年月日及び免許証番号